

ヘアドレッサーはヘアスタイル写真の著作者ではないとされた事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成27年12月9日
【事件番号】 平成27年(ワ)第14747号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 請求認容
【参照法令】 著作権法2条1項2号・21条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25447649

事実の概要

X(原告)及びY(被告)は美容専門雑誌の出版を主な事業とする会社であり、いずれも美容専門誌の業界団体に共催会社として参加している。

X写真1～12は、平成25年8月から平成26年5月にかけてヘアドレッサーコンテスト用にカメラマンA、B、Cにより撮影された。Xは、これらを撮影したカメラマンらから写真に関する著作権の譲渡を受け、X写真1～12をX雑誌1～3に掲載して出版した。平成26年10月には、YがY各写真を掲載したY雑誌を出版し、同月XがYに対して販売差止め通知をした。それを受けて同月YがY雑誌発送を停止し、同年12月には、YがXに謝罪の通知をしている。

Xは、YがY雑誌にX各写真を複製して掲載した行為が著作権(複製権)侵害に当たると主張し、写真掲載許諾料相当額18万円(1万5,000円×12枚)及び弁護士費用3万6,000円の合計21万6,000円がXの損害であるとして、著作権法114条3項、民法709条に基づく損害賠償を求めた。

争点は(1)XはX各写真の著作権者か(ヘアドレッサーはヘアスタイル写真の著作者または共同著作者になりうるか)、(2)Yの故意ないし過失の有無、(3)Xの損害額である。以下では争点(1)に関する判旨のみを紹介する。

判決の要旨

請求認容。

「写真は、被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの捕捉、被写体と光線との関係(順光、逆光、斜光等)、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素を総合してなる一つの表現である。こうした写真の表現方法のうち、レンズの選択、露光の調節、シャッタースピードや被写界深度の設定、照明等の撮影技法を駆使した成果として得られることもあれば、オートフォーカスカメラやデジタルカメラの機械的作用を利用した結果として得られることもある。また、このうちの構図やシャッターチャンスのように人為的操作により決定されることの多い要素についても、偶然にシャッターチャンスを捉えた場合のように、撮影者の意図を離れて偶然の結果に左右されることもある。その写真について、どのような撮影技法を用いて得られたものであるのかを写真自体から知ることは困難な場合もあり、写真から知り得るのは結果として得られた表現の内容ではあるものの、静物や風景を撮影した写真であっても、その構図、光線、背景等、上記諸要素の設定や取捨選択等に何らかの個性が表れることが多く、結果として得られた写真の表現にこうした独自性が表れているのであれば、そこに写真の著作物の創作性を肯定することができるというべきである。」

「これを本件についてみると、原告各写真は……女性モデルが手を後ろで組み、膝を折り曲げて足をがに股に開き、無表情に正面を向いて、女性モデルはそれぞれ顔の一部を白ないし赤に着色しているもの(原告写真9ないし12)、である。」

「被告は、原告各写真の著作者は各ヘアドレッサーである旨主張する。なるほど原告各写真においては、独特のヘアスタイル、化粧、衣装等を施して所定のポーズを取っているモデルの写真も含まれている。しかし、原告各写真については、前記(1)で検討したとおり、被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、光線・印影、背景等に創作性があるというべきであり、原告各写真の被写体のうちの、独特のヘアスタイルや化粧等を施されたモデルに関連して、別途何らかの著作物として成立する余地があるものとしても、前記(1)のとおり原告各写真の内容によれば、原告各写真は、被写体を機械的に撮影し複製したものではなく、カメラマンにより創作されたものというべきである。そうすると、原告各写真の著作者はカメラマンであって、ヘアドレッサーではないというべきである。」

判例の解説

一 写真著作物の創作性の判断基準

写真の著作物は、著作権法10条1項8号に著作物として例示されており、写真が著作物として保護を受けうることに異論はない。写真撮影においては、(A)撮影意図に沿って被写体を準備し、(B)カメラやレンズを選び、構図・アングル・フォーカス・光量(レンズ絞り)・照明・シャッタースピード・シャッターチャンスを決め撮影し、さらには(C)フィルムの現像や出来上がった写真のトリミング等の後処理を経て写真が完成する。

具体的にどのような要素が写真の創作的表現になるかについて既存の裁判例は次のように述べている。「構図、カメラアングル、光量、シャッターチャンス」(東京地判昭61・6・20判タ637号209頁[SM写真事件])、「被写体にポーズ、表情をとらせ、背景や照明の具合をみながらシャッターチャンスをうかがい、ファンの好みそうな表情のときをねらって撮影を行なっていること」(東京地判昭62・7・10判時1248号120頁[タレントプロマイド写真事件])、「撮影の位置、角度等に配慮し、望遠レンズや広角レンズを利用するなどしたりするなどの工夫を重ねて撮影」(仙台高判平9・1・30判タ976号215頁[石垣写真事件])、「自らの撮影意図に応じて構図を決め、シャッターチャン

スを捉えて撮影を行なったこと」(東京地判平11・3・26判時1694号142頁[イルカ写真事件])、「被写体とこれを撮影するに当たっての撮影時刻、露光、陰影の付け方、レンズの選択、シャッター速度の設定、現像の手法等に置ける工夫の双方」(東京高判平13・6・21判時1765号96頁[スイカ写真事件控訴審])、「背景、構図、照明、光量、絞り等に工夫を加えて撮影」(東京地判平15・2・26判タ1140号259頁[創価学会肖像写真事件])、「被写体の選定、撮影の構図、配置、光線の照射方法、撮影後の処理」(大阪地判平15・10・30判時1861号110頁[グルニエ・ダイン事件])、「被写体の構図やシャッターチャンス」(東京地判平18・12・21判時1977号153頁[東京アウトサイダー事件])などである。

様々な要素が写真著作物の創作性の要素として提示されてきており、写真撮影過程における工夫が写真著作物の創作性として認められているところには異論はないようである。ところで、写真の対象である「被写体の選択・決定」が、写真著作物の創作性の考慮要素になるかについては議論がある。被写体の選択・決定も写真著作物の創作的表現の一部であるとすれば、同一・類似の被写体を撮影することは、写真著作物の著作権侵害になりうるが、被写体の選択・決定は写真の創作的表現に含まれないとすれば、被写体が同じであるだけでは写真著作物の著作権侵害にならないからである。そのため、写真著作物の創作性の判断基準として挙げられている要素のうち、「被写体の選択・決定」というものを、さらに検討してみる必要がある。

二 被写体の著作物性と写真著作物の著作権

上記(A)から(C)までの写真撮影の一連の過程のうち、撮影手法に関する(B)以降の過程が写真における創作性の核心であるといえる。では、「被写体の選択・決定」に関する(A)過程の創作性はどうか。被写体に関する創作性に関しては、①それを写真の創作性判断の一部として判断する考え(包含説¹⁾)と、②被写体の著作物性を写真の創作性判断と切り分けて判断する考え(分離説²⁾)がある³⁾。

ところで、裁判例及び学説でいう「被写体の選択・決定」とは必ずしも同じ行為を指してはいな

いようである。例えば、スイカ写真事件控訴審では「被写体の決定自体について、すなわち、撮影の対象物の選択、組合せ、配置等において創作的表現がなされ」たとしているが、これはどちらかという和被写体を制作している行為に近い⁴⁾。また、被写体に関する(A)過程、すなわち被写体の準備過程は、被写体の種類によって様々な行為が行われる。以下、被写体に手を加えることができるか否か⁵⁾、できるなら手を加える行為そのものに創作性があるか否か、被写体が著作物性を有するか否かを基準に場合分けをして検討する。

まず、(1) 撮影者が被写体に手を加えることができない場合である。被写体が、富士山のような自然物や現存物、商品や絵画などの固有の著作物である場合、撮影者は被写体を選択・決定できるのみである。この際、(i)被写体が著作物性を有する場合には、写真撮影過程の創作性有無を検討し、創作性がなければ被写体の単純複製物として、撮影手法に創作性があれば被写体の二次的著作物として処理することになる。(ii)の場合は、被写体の創作性に関する包含説によっても分離説によっても被写体の著作者・原著作者の保護が認められ、同様の結論になる。(iii)被写体が著作物性を有しない場合には、純粋に写真撮影の際の創作性有無で写真著作物の創作性を判断すれば足りる⁶⁾。

一方、(2) 撮影者が被写体そのものに手を加えることができる場合は、さらに検討が必要である。(a) 被写体に手を加える行為に創作性がない場合は、上記(1)と同様の判断になる。しかし、(b) 被写体に手を加える行為に創作性があり、その結果、被写体そのものが著作物性を有する場合があります。例えば静物写真のように、撮影者が被写体を配置したり盛り付けたりしているところに一定の創作性が認められる場合⁷⁾は、被写体に編集著作物に関する著作権が成立しうる⁸⁾。さらに「コンストラクティブ・フォトグラフィ」や「ステージド・フォトグラフィ」のように、写真のために被写体を最初から制作までしている場合、被写体そのものが著作物になるといえる。

このような場合、被写体の著作権はどのように処理すべきか。包含説と分離説が分かれるのもここである。特に、(ア)被写体の準備(選択・配列や制作)と写真撮影が別人によって行われた場合や、(イ)写真そのものの複製・翻案ではなく、被写体の選択・

配列や制作部分が複製・翻案された場合の処理は、被写体に手を加える行為を写真著作物の創作性の一環としてみるか、被写体そのものの著作権問題としてみるかによって、結論が変わってくる。撮影者自ら被写体を編集・創作した場合は、自分の原著作物をもとに二次的著作物としての写真著作物を創作することになるが、被写体の著作者が別人である場合は、原著作物の権利処理が必要になるからである⁹⁾。

三 本判決へのあてはめ

本判決は、「被写体の組み合わせや配置、構図やカメラアングル、光線・印影、背景等に創作性があるというべき」としており、このような判断から原告各写真の創作的表現をしたカメラマンA、B、Cが著作者であり、著作者から著作権の譲渡を受けた原告が原告各写真の著作者であると結論付けている。

被告は、「カメラマンが創作行為を行っていたとしても、各ヘアドレッサーも同様に創作的表現を行っているのであり、その場合、原告各写真は、ヘアドレッサーとカメラマンとの共同著作物となる旨主張」したが、原告各写真の創作性がある部分について、「ヘアドレッサーとカメラマンの間には原告各写真について共同著作物となるための要件である共同創作の意思が存するものとは認められない」として、共同著作者であるという主張も退けられた。

本判決は「被写体の組み合わせや配置」を写真の創作性の要素としてみて、ヘアドレッサーの写真創作性への関与を認めていないので、「被写体の選択・決定」に関する(A)過程を写真の創作性判断の一部として判断する包含説の立場であると思われる。一方、被写体の著作物性を別途判断する分離説の立場からは、ヘアドレッサーに何らかの権利が認められる余地はありうる。ヘアスタイルそのものの著作物性が認められるのであれば、ヘアドレッサーはヘアスタイルの著作者として、もしくは、少なくとも被写体に手を加える行為の創作性に関して写真撮影者と共に著作者になりうると思われる¹⁰⁾、その被写体を撮影した二次的著作物としての写真著作物に対して、原著作物である被写体の著作者として権利行使できたのかもしれない。

「ヘアスタイル」そのものが著作物であるかに関して裁判所は、「原告各写真の被写体のうちの、独特のヘアスタイルや化粧等を施されたモデルに関連して、別途何らかの著作物として成立する余地があるものとしても……」と言及しており、ヘアスタイルそのものが著作物になりうる可能性を排除していない¹¹⁾が、もっとも本件原告も被告もヘアスタイルそのものの著作物性は争っていない。著作物の成立要件として「固定」は要求されない¹²⁾ので、ヘアスタイルがそれ自体として創作的表現(2条1項1号)になるのであれば、著作物になりうる¹²⁾。しかし本判決では、ヘアスタイルの著作物性は主張も検討もされておらず、写真著作物の著作者が誰であるかのみが争われている。その結果、ヘアスタイルを施されたモデルに表情やポーズをとらせて撮影したカメラマンが写真の著作者であると認められた。SM写真事件以来の裁判例を考えると当然の結果である。

写真著作物の創作性の判断基準に関しては議論があるところ、撮影手法の特徴や工夫だけでなく、被写体そのものの斬新さが創作的な写真表現に大きく影響することを考えると、被写体の著作物性と写真の創作性の関係をどのように考えるかがさらに検討されるべきであろう。

●—注

- 1) 小泉直樹「判批」判評520号(2002年)49頁、作花文雄『著作権法——制度と政策〔第3版〕』(発明協会、2008年)45頁、松田正行編『著作権法の実務』(経済産業調査会、2010年)84頁[松田正行]:石垣写真事件、スイカ写真事件控訴審。
- 2) 茶園成樹「写真の著作権・編集著作権の侵害の成否——商品カタログ事件」著研25号(1998年)216頁、田村善之『著作権法概説〔第2版〕』(有斐閣、2001年)96頁、中山信弘『著作権法〔第2版〕』(有斐閣、2014年)113頁、高林龍『標準著作権法〔第3版〕』(有斐閣、2016年)26頁:スイカ写真事件原審(東京地判平11・12・15判時1699号145頁)。
- 3) 松田・前掲注1)87頁は、「被写体許容説」と「撮影手法説」としてその論拠を紹介している。岡村久道『著作権法〔第3版〕』(民法研究会、2014年)82~83頁では、「肯定説」と「全面否定説」として紹介している。
- 4) スイカ写真事件控訴審に関する小泉・前掲注1)48頁では、被写体の「決定自体」という言い回しはややミスリーディングであるとし、「被写体を創り出す行為の創作性」と言い換えた方が判決趣旨を明確にするとしている。

- 5) 中山・前掲注2)111頁でも、(1)被写体が所与の存在で撮影者の関与がない場合と、(2)撮影者が被写体を自ら制作する場合を分けて、著作物性の判断に重点を置くべき要素が異なる旨指摘する。岡村・前掲注3)82~83頁は、被写体の「選択」と「配置・作成」を区別して、被写体の選択は創作性判断の対象とならないが、配置・作成は創作性判断の対象となるとする。
- 6) 廃墟写真事件(知財高判平23・5・10判タ1372号222頁)は、被写体が既存の廃墟建造物であり、撮影者が意図的に被写体を配置・加工したものでないとした。
- 7) スイカ写真事件原審では、被写体の選択、組み合わせ、配置の創作性が認められなかったが、同控訴審では、創作性が認められた。ただし、被写体の創作性ではなく、写真著作物の創作性である。
- 8) 高林・前掲注2)26頁は、生け花を例に、著作物性を有しない素材であっても、その選択や配列自体に創作性が認められ編集著作権が成立しようとしている。この場合、編集著作物を撮影することで、編集著作物の複製ないし二次的著作物の作成をしたことになる。
- 9) スイカ写真事件控訴審において裁判所はスイカの選択・組み合わせ・配置の創作性を写真撮影における創作性として判断(包含説)したが、分離説からは被写体の創作性(編集著作物)であろう。ただ被写体の編集著作者と写真の著作者が同一人であるため、著作権侵害という結果は同様である。
- 10) 本件における「被写体に手を加える行為」は、モデルの髪をヘアスタイルを作り上げる行為と、当ヘアスタイルをしたモデルにポーズや表情を取らせる行為から成る。ヘアスタイルがそれ自体で著作物であるとすれば、本件は、著作物(ヘアスタイル)を施されたモデルに撮影者の創作性(ポーズ・表情を取らせる)を加えたことになる。同じ人物写真であっても、キャンディッド写真やスナップ写真のように瞬間を撮る写真とは異なる部分である。
- 11) ファッションモデルに施された化粧や髪型のスタイリングなどの著作物性が争点となった事案として、ファッションショー事件控訴審(知財高判平26・8・28判時2238号91頁)。評釈として、本山雅弘「ファッションショーの表現要素に関して応用美術の著作物該当性と実演該当性が争われた事例」新・判例解説 Watch(法セ増刊)17号(2015年)285~288頁。
- 12) ただし、ヘアスタイルを写真撮影などで記録せずに、モデルが髪を洗ってしまうと、著作物がなくなり、著作権の立証は難しいことになる。そのため写真や動画に取めるのが一般的に行われており、写真著作物や映画著作物として扱われているのであろう。